

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第13条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町働く婦人の家条例 (昭和57年3月12日 条例第16号)</p> <p>(設置) 第1条 働く婦人及び勤労者家庭の主婦(以下「働く婦人等」という。)の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進に寄与するため、働く婦人の家を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>働く婦人の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> 名称 幕別町働く婦人の家 位置 幕別町札内中央町395番地1</p> <p>(使用) 第3条 <u>幕別町働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)の使用者は、その設置の趣旨を尊重し、公衆道徳を守り、公共の福祉に反しないようにしなければならない。</u></p> <p>(使用者の資格) 第4条 <u>働く婦人の家を使用することができる者は、次のとおりとする。</u> (1) <u>働く婦人等</u> (2) <u>町長が適当と認めた者</u></p> <p>(事業) 第5条 <u>働く婦人の家は、その設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</u> (1) 職業生活及び家庭生活に関する相談並びに指導に関すること。</p>	<p>○幕別町働く婦人の家条例 (昭和57年3月12日 条例第16号)</p> <p>(設置) 第1条 働く婦人及び勤労者家庭の主婦(以下「働く婦人等」という。)の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進に寄与するため、働く婦人の家<u>(以下「施設」という。)</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> 名称 幕別町働く婦人の家 位置 幕別町札内中央町395番地1</p> <p>(事業) 第3条 <u>施設は、次の事業を行う。</u> (1) 職業生活及び家庭生活に関する相談並びに指導に関すること。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2) 健康及び育児に関する相談並びに指導に関すること。</p> <p>(3) 一般教養及び職業生活技術並びに家庭生活技術に関する講習会等の開催に関すること。</p> <p>(4) グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか働く婦人等の保護並びに福祉の増進に必要と認められる事業</u></p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p><u>第6条 働く婦人の家を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p><u>第7条 町長は、働く婦人の家を使用しようとする者又は利用している者が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を拒み、退去を命じ又は利用の制限若しくは承認の取消しをすることができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又は規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのあるとき。</u></p> <p><u>(3) その他働く婦人の家の管理運営上支障のあるとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第8条 働く婦人の家の使用料は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項第1号の使用者 無料</u></p> <p><u>(2) 第4条第1項第2号の使用者 別表に定める額</u></p> <p><u>2 働く婦人の家の使用の承認を受けたものは、前項の使用料を承認の際納入</u></p>	<p>(2) 健康及び育児に関する相談並びに指導に関すること。</p> <p>(3) 一般教養及び職業生活技術並びに家庭生活技術に関する講習会等の開催に関すること。</p> <p>(4) グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。</p> <p><u>(5) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p><u>第4条 施設の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>(使用等)</u></p> <p><u>第5条 施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。</u></p>

現 行 条 例		改 正 条 例																																												
<p><u>しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の場合は、その一部又は全部を返還することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者の責任でない事由により使用不能となったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用日前に使用の取消し、又は変更の申出があり、町長がこれについて相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</u></p> <p><u>別表 (第9条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1階</td> <td>第1講習室</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2講習室</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2階</td> <td>第1和室</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学童学習室</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		午前	午後	夜間	備考	1階	第1講習室	800	800	1,600		第2講習室	600	600	1,200		軽運動室	600	600	1,200		料理実習室	1,000	1,000	2,000		2階	第1和室	400	400	800		第2和室	400	400	800		学童学習室	400	400	800		<p>(委任)</p> <p><u>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>	
区分		午前	午後	夜間	備考																																									
1階	第1講習室	800	800	1,600																																										
	第2講習室	600	600	1,200																																										
	軽運動室	600	600	1,200																																										
	料理実習室	1,000	1,000	2,000																																										
2階	第1和室	400	400	800																																										
	第2和室	400	400	800																																										
	学童学習室	400	400	800																																										

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第14条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町ふれあい交流館条例 (平成14年12月10日 条例第38号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交流館においては、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 高齢者の介護予防に関する事業</p> <p>(2) 高齢者の福祉の向上を図ること及び相互の交流を深めることを目的とする事業</p> <p>(3) 高齢者の健康増進を図ることを目的とする事業</p> <p>(4) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 交流館を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 幕別町に居住する年齢65歳以上の者</p> <p>(2) その他町長が使用させることを適当と認めた者</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 交流館の使用料は無料とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○幕別町ふれあい交流館条例 (平成14年12月10日 条例第38号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交流館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 高齢者の介護予防に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 高齢者の福祉の向上を図ること及び相互の交流<u>促進に関すること。</u></p> <p>(3) 高齢者の健康増進に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) その他<u>交流館の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 交流館の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p>(使用等)</p> <p>第5条 交流館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める。</u></p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第15条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町趣味の作業所条例 (平成17年9月26日 条例第25号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町における老人の福祉の増進を図るため、趣味の作業所を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 趣味の作業所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 幕別町趣味の作業所 位置 幕別町忠類錦町439番地1</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第3条 趣味の作業所を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をする場合において、趣味の作業所の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><u>(使用の不承認)</u> 第4条 町長は、<u>公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u> 第5条 趣味の作業所の使用料は無料とする。</p>	<p>○幕別町趣味の作業所条例 (平成17年9月26日 条例第25号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町における老人の福祉の増進を図るため、<u>幕別町趣味の作業所(以下「施設」という。)</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 幕別町趣味の作業所 位置 幕別町忠類錦町439番地1</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第3条 施設の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第4条 施設の使用に係る手続及び使用料等については、<u>幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(使用者の義務)</u></p> <p><u>第6条 趣味の作業所の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。</u></p> <p><u>2 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>4 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、趣味の作業所の使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者がこの条例及び使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が趣味の作業所の管理運営上必要と認めるとき。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第16条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町老人福祉センター設置条例 (昭和57年3月12日 条例第12号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、<u>第1条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 老人の生活相談、健康相談その他の相談助言(2) 老人の機能回復に関する指導(3) 老人の教養の向上及びレクリエーション等の指導(4) 老人クラブ運営の指導助言(5) その他老人の福祉に関する事業 <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>センターには、所長の外必要な職員を置く。</u></p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 <u>センターを使用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>本町に住所を有する年齢65才以上の者</u>(2) <u>その他町長が適当と認めた者</u> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>センターの使用料は無料とする。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 <u>使用者がセンターの建物又は設備その他の物件を破損し、又は滅失し</u></p>	<p>○幕別町老人福祉センター設置条例 (昭和57年3月12日 条例第12号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 老人の生活相談、健康相談その他の相談助言(2) 老人の機能回復に関する指導(3) 老人の教養の向上及びレクリエーション等の指導(4) 老人クラブ運営の指導助言(5) その他老人の福祉に関する事業 <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 <u>センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</u></p> <p>(使用等)</p> <p>第5条 <u>センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p data-bbox="114 252 1111 320"><u>たときは、これに相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="129 363 215 392">(委任)</p> <p data-bbox="85 400 965 430"><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。</p>	<p data-bbox="1178 363 1263 392">(委任)</p> <p data-bbox="1133 400 2069 430"><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が<u>別に</u>定める。</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第17条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町老人健康増進センター条例 (昭和61年11月22日 条例第29号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用許可)</u> 第3条 増進センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、管理上支障があると認めるときは許可しないことができる。</p> <p><u>(使用料)</u> 第4条 増進センターの使用料は、無料とする。</p> <p><u>(管理の委託)</u> 第5条 増進センターの設置目的を効果的に達成するため、町長が必要と認めるときは、管理運営委員会等に管理を委託することができる。</p> <p><u>(規則への委任)</u> 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○幕別町老人健康増進センター条例 (昭和61年11月22日 条例第29号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第3条 増進センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第4条 増進センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p> <p><u>(管理の委任)</u> 第5条 増進センターの設置目的を効果的に達成するため、町長が必要と認めるときは、管理運営委員会等に管理を委任することができる。</p> <p><u>(委任)</u> 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第18条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町火葬場条例 (昭和61年 9月12日 条例第27号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(使用許可) 第3条 火葬場を使用しようとする者は、町長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の使用しようとする者が、幕別町の住民でないときは、町長において支障がないと認める場合に限り許可することができる。</p> <p>(使用料) 第4条 前条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(使用料の減免) 第5条 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又はその他特別の理由により、その必要があると認める者に対しては、<u>使用料の全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>○幕別町火葬場条例 (昭和61年 9月12日 条例第27号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(使用許可) 第3条 火葬場を使用しようとする者は、町長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の使用しようとする者が、幕別町の住民でないときは、町長において支障がないと認める場合に限り許可することができる。</p> <p>(使用料) 第4条 前条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、無料とする。</u> <u>(1) 死亡時に本町に住所を有していた者の死体について火葬炉を使用するとき。</u> <u>(2) 本町に住所を有する者が外科等の手術により摘出した内臓や人体の一部について火葬炉を使用するとき。</u> <u>(3) 本町に住所を有する者の死産児、胞衣及び産わい物について火葬炉を使用するとき。</u></p> <p>(使用料の減免) 第5条 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</u> <u>(1) 使用料を納付する資力がないと認めたとき。</u> <u>(2) その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第6条 略</p>

現 行 条 例

別表（第4条関係）

区分	使用料		備考
	町内住民	町外住民	
6歳未満	3,000円	4,500円	死産児を含む
6歳以上15歳未満	6,000円	9,000円	
15歳以上	8,000円	12,000円	
その他	1,000円	1,500円	外科等の手術により摘出した内臓等（1体につき） 胞衣及び産わい物（産婦1人につき） 人体の一部

改 正 条 例

別表（第4条関係）

区分	使用料	備考
6歳未満の死体	30,000円	死産児を含む
6歳以上15歳未満の死体	40,000円	
15歳以上の死体	50,000円	
その他	10,000円	外科等の手術により摘出した内臓等（1体につき） 胞衣及び産わい物（産婦1人につき） 人体の一部

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第19条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別ふるさと味覚工房設置条例 (平成7年12月19日 条例第25号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用料)</u> 第3条 味覚工房を使用しようとする者は、使用料を納めなければならない。 2 使用料の額は、1日につき4,000円とする。ただし、10月1日から翌年4月末日までの間は暖房料として3割を加算する。 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><u>(委任)</u> 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>○幕別ふるさと味覚工房設置条例 (平成7年12月19日 条例第25号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(事業)</u> 第3条 味覚工房は、次の事業を行う。 (1) 地場農畜産物を利用した食品加工の研修及び体験に関すること。 (2) 地場農畜産物の食品加工技術の普及啓蒙に関すること。 (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第4条 味覚工房の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第5条 味覚工房の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p> <p><u>(委任)</u> 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第20条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業担い手支援センター条例 (平成14年12月10日 条例第39号)</p> <p><u>(目的)</u> 第1条 <u>この条例は、本町における効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、幕別町農業担い手支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、もって本町農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>(使用の許可)</u> 第3条 <u>支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>町長は、前項の許可を与える場合において、支援センターの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>(使用の不許可)</u> 第4条 <u>町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、支援センターの使用を許可しないものとする。</u> (1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</u> (2) <u>建物及びその備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるもの</u> (3) <u>集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</u> (4) <u>その他支援センターの管理運営上適当と認め難いもの</u></p> <p><u>(使用料)</u></p>	<p>○幕別町農業担い手支援センター条例 (平成14年12月10日 条例第39号)</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 本町における効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、幕別町農業担い手支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(事業)</u> 第3条 <u>支援センターは、次の事業を行う。</u> (1) <u>農業の担い手確保・育成に関すること。</u> (2) <u>農地の流動化に関すること。</u> (3) <u>農業情報の提供に関すること。</u> (4) <u>その他支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第4条 <u>支援センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>(使用等)</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第5条 第3条第1項の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表1及び別表2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第6条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない理由により使用不能となった場合</p> <p>(2) 第8条第3号により使用許可を取り消した場合</p> <p>(3) 使用日の前日までに使用許可の取消又は変更の申出があつて、町長がこれについて相当の理由があると認められた場合</p> <p>（目的外使用等）</p> <p>第7条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第8条 次の各号の一に該当するときは、町長はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、町長は賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は支援センターの運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(4) 第4条各号に該当すると認められたとき。</p> <p>（原状の回復）</p> <p>第9条 使用者は、その使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費</p>	<p>第5条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）の規定は、支援センターの使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表1及び別表2に定めるとおりとし、別表2に掲げる施設等は同条例第12条及び第13条の規定は適用しない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例																																																						
<p><u>用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u> <u>第10条 使用者は、その使用により建物又は付属施設若しくは備付物件をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u> <u>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>別表1 (第5条関係)</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">区分</th> <th rowspan="3" style="width:15%;"></th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">午前9時から 正午まで</td> <td style="text-align: left;">午後1時から 午後5時まで</td> <td style="text-align: left;">午前9時から 午後5時まで</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: left;">研修室(1・2 共通)</td> <td style="text-align: left;">基本使用料</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">暖房加算</td> <td>450円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: left;">パソコン研修室</td> <td style="text-align: left;">基本使用料</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">暖房加算</td> <td>450円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">冷房加算</td> <td>450円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: left;">和室(1・2・ 3共通、別表2 に掲げる場合を 除く。)</td> <td style="text-align: left;">基本使用料</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">暖房加算</td> <td>150円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> <u>1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、基本使用料の5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。</u></p>	区分		使用料			午前	午後	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	研修室(1・2 共通)	基本使用料	900円	1,200円	1,800円	暖房加算	450円	600円	900円	パソコン研修室	基本使用料	2,100円	2,800円	4,200円	暖房加算	450円	600円	900円	冷房加算	450円	600円	900円	和室(1・2・ 3共通、別表2 に掲げる場合を 除く。)	基本使用料	300円	400円	600円	暖房加算	150円	200円	300円	<p><u>(委任)</u> <u>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>別表1 (第5条関係)</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width:10%;">占用使用</td> <td style="width:60%;">研修室(1・2共通)</td> <td rowspan="3" style="width:15%;">1時間につき</td> <td style="width:15%;">200円</td> </tr> <tr> <td>パソコン研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室(1・2・3共通、別表2に掲げる場合を除く。)</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 占用使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。</u></p>	区分		単位	使用料	占用使用	研修室(1・2共通)	1時間につき	200円	パソコン研修室	200円	和室(1・2・3共通、別表2に掲げる場合を除く。)	100円
区分				使用料																																																			
				午前	午後	全日																																																	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで		午前9時から 午後5時まで																																																			
研修室(1・2 共通)	基本使用料	900円	1,200円	1,800円																																																			
	暖房加算	450円	600円	900円																																																			
パソコン研修室	基本使用料	2,100円	2,800円	4,200円																																																			
	暖房加算	450円	600円	900円																																																			
	冷房加算	450円	600円	900円																																																			
和室(1・2・ 3共通、別表2 に掲げる場合を 除く。)	基本使用料	300円	400円	600円																																																			
	暖房加算	150円	200円	300円																																																			
区分		単位	使用料																																																				
占用使用	研修室(1・2共通)	1時間につき	200円																																																				
	パソコン研修室		200円																																																				
	和室(1・2・3共通、別表2に掲げる場合を除く。)		100円																																																				

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 <u>當利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する場合の使用料は、次のとおり加算する。</u></p> <p>(1) <u>3,000円以下の場合 基本使用料の5割</u></p> <p>(2) <u>3,000円を超える場合 基本使用料の10割</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、入場料、会費等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額とする。</u></p> <p>4 <u>暖房加算又は冷房加算は、暖房又は冷房を利用した場合に、基本使用料に加算して徴するものとする。</u></p> <p>別表2 略</p>	<p>別表2 略</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第21条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																		
<p>○幕別町営牧場条例 (平成17年 9月26日 条例第108号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(家畜の種類及び放牧期間等)</p> <p>第4条 牧場における家畜の種類、認容頭数及び放牧期間は、次のとおりとする。ただし、牧場の草生状況により当該期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" data-bbox="129 746 1111 1110"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>家畜の種類</th> <th>1日の認容頭数</th> <th>放牧期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南勢牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛、 農用雌馬及びその子馬</td> <td>650頭以内</td> <td rowspan="4">5月20日から10月10日の間</td> </tr> <tr> <td>共栄牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>400頭以内</td> </tr> <tr> <td>中当第2牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>150頭以内</td> </tr> <tr> <td>晩成牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>400頭以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放牧の方法、草生の改良方法並びに有害植物及び障害物の除去、害虫の防除等牧場の維持管理の方法については、町長が別に定める。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 牧場を利用することができる者は、幕別町に住所を有する者(以下「住民」という。)で牛馬を飼養するものでなければならない。ただし、住民の利用に支障がないと町長が認めるときは、住民以外の者で牛馬を飼養するものに利用させることができる。</p>	名称	家畜の種類	1日の認容頭数	放牧期間	南勢牧場	乳牛及び肉用雌牛、 農用雌馬及びその子馬	650頭以内	5月20日から10月10日の間	共栄牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内	中当第2牧場	乳牛及び肉用雌牛	150頭以内	晩成牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内	<p>○幕別町営牧場条例 (平成17年 9月26日 条例第108号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(家畜の種類及び放牧期間等)</p> <p>第4条 牧場における家畜の種類、認容頭数及び放牧期間は、次のとおりとする。ただし、牧場の草生状況により当該期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1178 746 2159 1110"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>家畜の種類</th> <th>1日の認容頭数</th> <th>放牧期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南勢牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>650頭以内</td> <td rowspan="4">5月20日から10月10日の間</td> </tr> <tr> <td>共栄牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>400頭以内</td> </tr> <tr> <td>中当第2牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>150頭以内</td> </tr> <tr> <td>晩成牧場</td> <td>乳牛及び肉用雌牛</td> <td>400頭以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放牧の方法、草生の改良方法並びに有害植物及び障害物の除去、害虫の防除等牧場の維持管理の方法については、町長が別に定める。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 牧場を利用することができる者は、幕別町に住所を有する者(以下「住民」という。)で牛を飼養するものでなければならない。ただし、住民の利用に支障がないと町長が認めるときは、住民以外の者で牛を飼養するものに利用させることができる。</p>	名称	家畜の種類	1日の認容頭数	放牧期間	南勢牧場	乳牛及び肉用雌牛	650頭以内	5月20日から10月10日の間	共栄牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内	中当第2牧場	乳牛及び肉用雌牛	150頭以内	晩成牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内
名称	家畜の種類	1日の認容頭数	放牧期間																																
南勢牧場	乳牛及び肉用雌牛、 農用雌馬及びその子馬	650頭以内	5月20日から10月10日の間																																
共栄牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内																																	
中当第2牧場	乳牛及び肉用雌牛	150頭以内																																	
晩成牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内																																	
名称	家畜の種類	1日の認容頭数	放牧期間																																
南勢牧場	乳牛及び肉用雌牛	650頭以内	5月20日から10月10日の間																																
共栄牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内																																	
中当第2牧場	乳牛及び肉用雌牛	150頭以内																																	
晩成牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内																																	

現 行 条 例

第6条 略

(使用料)

第7条 牧場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第8条～第16条 略

別表(第7条関係)

使用区分	単位	家畜の種類	月(年)令区分	町内	町外
放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛 肉用雌牛	6箇月以上	<u>230円</u>	<u>250円</u>
		農用雌馬 子馬	当歳馬 成馬	<u>90円</u> <u>230円</u>	<u>100円</u> <u>250円</u>

備考 入牧中における受精牛の引付けをした場合は、使用料のほかに、1頭につき2,000円を納めなければならない。

改 正 条 例

第6条 略

(使用料)

第7条 牧場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第8条～第16条 略

別表(第7条関係)

使用区分	単位	家畜の種類	月(年)令区分	町内	町外
放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛 肉用雌牛	6箇月以上	<u>260円</u>	<u>520円</u>

備考 入牧中における受精牛の引付けをした場合は、使用料のほかに、1頭につき2,000円を納めなければならない。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第22条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例		
○幕別町スキー場条例 (平成17年 9月26日 条例第101号)			○幕別町スキー場条例 (平成17年 9月26日 条例第101号)		
第1条 略 (名称及び位置)			第1条 略 (名称及び位置)		
第2条 スキー場及び附属施設の名称並びに位置は、次のとおりとする。			第2条 スキー場及び附属施設の名称並びに位置は、次のとおりとする。		
名称	付属施設	位置	名称	付属施設	位置
白銀台スキー場	白銀台スキーリフト (管理小屋2棟) 白銀台ロッジ (1棟) 白銀台宿泊ロッジ (5棟) <u>白銀台駐車場</u> <u>白銀台管理等 (1棟)</u> <u>夜間照明灯 (11基)</u> <u>白銀台車庫 (1棟)</u>	幕別町忠類白銀町415番地	白銀台スキー場	白銀台スキーリフト (管理小屋2棟) 白銀台ロッジ (1棟) 白銀台宿泊ロッジ (5棟)	幕別町忠類白銀町415番地
明野ヶ丘スキー場	明野ヶ丘スキーリフト (管理小屋2棟) 明野ヶ丘ロッジ (1棟)	幕別町字明野496番地18	明野ヶ丘スキー場	明野ヶ丘スキーリフト (管理小屋2棟) 明野ヶ丘ロッジ (1棟)	幕別町字明野496番地18
(使用期間) 第3条 スキー場及び附属施設の使用期間及び時間は、町長が定める。			(使用期間) 第3条 スキー場及び附属施設の使用期間及び時間は、町長が <u>別に</u> 定める。		
(使用の承認) 第4条 白銀台宿泊ロッジ (以下「宿泊ロッジ」という。) を使用しようとする者					

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の承認をする場合において、宿泊ロッジの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条 附属施設を使用しようとする者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、公益上又は教育目的その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p><u>第6条 町長は、附属施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 使用上危険があると認めるもの</p> <p>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</p> <p>(4) その他管理運営上適当と認め難いもの</p> <p><u>2 未就学児童で親権者が付かないときは使用させない。ただし、スキー場管理職員の認める介添人が付く場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 宿泊ロッジの使用は、3人以上の団体利用であるときに承認する。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第7条 略</u></p> <p><u>(宿泊ロッジの使用の承認の取消し等)</u></p>	<p><u>(使用等)</u></p> <p><u>第4条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）の規定は、スキー場の使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、別表第1第1号及び第3号の表並びに別表第2に掲げる附属施設の使用については、同条例第3条、第5条、第10条、第12条、第13条及び第14条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2 附属施設を使用しようとする者は、前項の使用料（別表第1第2号を除く。）を前納しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、公益上又は教育目的その他特別な理由があると認めるときは、第1項の使用料（別表第1第2号を除く。）を減免することができる。</u></p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p><u>第5条 町長は、附属施設（白銀台宿泊ロッジを除く。）を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 使用上危険があると認めるもの</p> <p>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</p> <p>(4) その他管理運営上適当と認め難いもの</p> <p><u>2 未就学児童で親権者を伴わないときは使用させない。ただし、スキー場管理職員の認める介添人を伴う場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第6条 略</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例																																																				
<p><u>第8条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>宿泊ロッジの使用に関し、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長は賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 使用者がこの条例に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第6条第1項の規定に該当する事由が発生したとき。</u></p> <p><u>2 宿泊ロッジの利用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならない。</u></p> <p><u>3 宿泊ロッジの利用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第10条</u> スキー場及び附属施設の利用者は、建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係) 白銀台スキー場</p> <p>(1) リフト使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1回券</th> <th colspan="2">回数券 (13回券)</th> <th colspan="2">3時間券</th> <th colspan="2">5時間券</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1回券		回数券 (13回券)		3時間券		5時間券		大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	<p><u>第7条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>別表第1 (第4条関係) 白銀台スキー場</p> <p>(1) リフト使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1回券</th> <th colspan="2">回数券 (13回券)</th> <th colspan="2">3時間券</th> <th colspan="2">5時間券</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> <th>大人</th> <th>小人 シニア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1回券		回数券 (13回券)		3時間券		5時間券		大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	金額	円	円	円	円	円	円	円	円
区分		1回券		回数券 (13回券)		3時間券		5時間券																																													
	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア																																													
金額	円	円	円	円	円	円	円	円																																													
区分	1回券		回数券 (13回券)		3時間券		5時間券																																														
	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア																																													
金額	円	円	円	円	円	円	円	円																																													

現 行 条 例

改 正 条 例

	200	120	2,000	1,200	1,200	700	1,600	900
--	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------	-----

	200	120	2,000	1,200	1,200	700	1,600	900
--	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------	-----

30日券		シーズン券	
大人	小人 シニア	大人	小人 シニア
円 12,000	円 7,200	円 30,000	円 18,000

30日券		シーズン券	
大人	小人 シニア	大人	小人 シニア
円 12,000	円 7,200	円 30,000	円 18,000

備考

- 1 小人とは、中学生以下とする。
- 2 シニアとは、60歳以上とする。

備考

- 1 小人とは、中学生以下とする。
- 2 シニアとは、60歳以上とする。

(2) 宿泊ロッジ使用料

使用人数	3人	4人	5人以上	摘要
大人（宿泊1人1夜につき）	円 2,060	円 1,850	円 1,640	未就学児童は無料とする。 11月から4月の間は、1泊1人300円の暖房料を加算する。
小人（小学生、宿泊1人1夜につき）	円 1,030	円 920	円 820	
日帰り利用（1棟当たり）	2,000円			

(2) 白銀台宿泊ロッジ使用料

区分		単位	金額
占用使用	大人	宿泊1人1夜につき	2,600円
	小人	宿泊1人1夜につき	1,300円
	日帰り利用	1棟当たり	1,400円

備考

- 1 小人とは、小学生とする。
- 2 未就学児童は、無料とする。
- 3 占用使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。

(3) コインロッカー使用料

単位	金額
1回	100円

(3) コインロッカー使用料

単位	金額
1回	100円

別表第2（第5条関係）

別表第2（第4条関係）

現 行 条 例

明野ヶ丘スキー場
(1) リフト使用料

区分	1回券		回数券 (13回券)		4時間券	
	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア
金額	円 100	円 60	円 1,000	円 600	円 1,400	円 800

備考

- 1 小人とは、中学生以下とする。
- 2 シニアとは、60歳以上とする。

改 正 条 例

明野ヶ丘スキー場
(1) リフト使用料

区分	1回券		回数券 (13回券)		4時間券	
	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア	大人	小人 シニア
金額	円 100	円 60	円 1,000	円 600	円 1,400	円 800

備考

- 1 小人とは、中学生以下とする。
- 2 シニアとは、60歳以上とする。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第23条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場及び幕別運動公園野球場については、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p>	<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場、幕別運動公園野球場、幕別運動公園ソフトボール場、幕別運動公園テニスコート及び幕別運動公園アーチェリー場並びに依田公園の公園施設である依田公園野球場、依田公園テニスコート及び依田公園アーチェリー場並びに十勝川水系河川緑地の公園施設である札内川河川緑地野球場、札内川河川緑地ソフトボール場、札内川河川緑地テニスコート、札内川河川緑地バスケットコート、札内川河川緑地サッカー場及び札内川河川緑地ラグビー場並びに忠類公園の公園施設である忠類テニスコートについては、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (附則第4項関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例		
○幕別町役場支所及び出張所設置条例 (平成17年9月26日 条例第28号)			○幕別町役場支所及び出張所設置条例 (平成17年9月26日 条例第28号)		
第1条 略 (名称、位置及び所管区域)			第1条 略 (名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
幕別町役場忠類総合支所	幕別町忠類錦町439番地1	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成	幕別町役場忠類総合支所	幕別町忠類錦町439番地1	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成
幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地11	字豊岡の一部、字栄、字古舞、字途別、字日新、字依田、字千住、札内西町、札内桜町、札内北町、札内稔町、札内東町、札内北栄町、札内共栄町、札内新北町、札内豊町、札内暁町、札内堤町、札内桂町、札内若草町、札内中央町、札内青葉町、札内文京町、札内あかしや町、札内泉町、札内春日町、札内みずほ町	幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地11	字豊岡の一部、字栄、字古舞、字途別、字日新、字依田、字千住、札内西町、札内桜町、札内北町、札内稔町、札内東町、札内北栄町、札内共栄町、札内新北町、札内豊町、札内暁町、札内堤町、札内桂町、札内若草町、札内中央町、札内青葉町、札内文京町、札内あかしや町、札内泉町、札内春日町、札内みずほ町

現 行 条 例

幕別町役場糠内出張所	幕別町字糠内251番地 1	字五位、字糠内、字明倫、字美川、字中里
幕別町役場駒島出張所	幕別町字駒島514番地71	字駒島、字弘和

改 正 条 例

幕別町役場糠内出張所	幕別町字糠内251番地 1	字五位、字糠内、字明倫、字美川、字中里
幕別町役場駒島出張所	幕別町字駒島514番地28	字駒島、字弘和

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(附則第5項関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立へき地診療所条例 (昭和48年6月30日 条例第26号)</p> <p>(設置) 第1条 へき地住民の健康保持のため、幕別町立へき地診療所(以下「診療所」という。)を、次のとおり設置する。 新和診療所 幕別町字新和162番地128 日新診療所 // 字日新1番地38 駒島診療所 // 字駒島514番地2 古舞診療所 // 字古舞693番地2 糠内診療所 // 字糠内251番地</p> <p>第2条～第7条 略</p>	<p>○幕別町立へき地診療所条例 (昭和48年6月30日 条例第26号)</p> <p>(設置) 第1条 へき地住民の健康保持のため、幕別町立へき地診療所(以下「診療所」という。)を、次のとおり設置する。 新和診療所 幕別町字新和162番地128 日新診療所 // 字日新1番地38 駒島診療所 // 字駒島514番地28 古舞診療所 // 字古舞693番地2 糠内診療所 // 字糠内251番地</p> <p>第2条～第7条 略</p>